

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度10月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年10月29日（金）午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 秋葉区役所401会議室

3 出席委員 (16人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

15番	松田 洋一
16番	佐藤 千穂子

第2 議事

議案第 23号	新潟市農地利用集積計画の決定について
議案第 24号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について

報告事項	新潟市農地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫
	五十田 比砂子

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度10月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。
事務局長 (枝並局長)	それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全員出席で定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので15番・松田委員、16番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 23 号、新潟市農地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書 1 ページ、議案第 23 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

(白川係長)

1 ページは利用権設定の新規分、新津地区 1 件、筆数 1 筆、面積 958 m<sup>2</sup> あります。

2 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、筆数 1 筆、面積 170 m<sup>2</sup> あります。

3 ページは中間管理事業分、新津地区 5 件、筆数 46 筆、面積 56,828 m<sup>2</sup> あります。

4 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 11 月 15 日となります。

5 ページには地区別実績表を添付いたしました。 以上です。

議長 皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 15 号は、原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります

議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

今月の案件は 5 条 1 件です。

では、本日の調査案件についてご説明します。

「議案第 24 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」

議案書 6 ページ番号 1 全体地図 5 条—1 をご覧ください。

貸付人 A 氏

借受人 B 氏 及び C 氏

個人住宅建設のための転用許可申請です。

小向地区の案件で、須佐推進委員の担当地区です。

申請面積は普通畑 375 m<sup>2</sup>です。

借受人は現在、区内で借り住まいをしており、住居を新築するにあたり将来の家族間扶助及び子供の通学等を勘案した結果、貸付人の自宅隣接に計画したとのことです。

当該地は周囲が概ね宅地化しており、10ha 未満の一団化した農地に存することから 2 種農地と判断され、代替性の検討を行ったうえ許可されることから別添のとおり選定理由書が添付されております。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

(阿部部会長)

令和 3 年 10 月 26 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条許可申請 1 件について報告します。

議案書 6 ページ 1 番の案件です。

本件の転用者 C 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、家族の増加に伴い自宅建築予定地を探していたところ、子の通学や将来的な親の介護などを勘案し、実家隣接の申請地で計画したとの

ことでした。

また、計画はいつごろから具体的にになったのかを尋ねたところ、約1年前とのことでした。

計画の中で自家用車の侵入口について尋ねたところ、北側とのことであり、農地として残置する部分を通行することとなることから、その使用方法について遺憾のないよう事務局と事前の打ち合わせを行うよう指導しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第24号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農地利用配分計画(案)について

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第4条転用届出に関する受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の7ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用配分計画(案)について」でございます。

新津地区5件、筆数46筆、面積56,828㎡であります。

つづいて議案書の9ページをご覧ください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 6 件受理いたしました。

事務局  
(田中係長)

11 ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について、記載内容のとおり 3 件回答しました。

次に 12 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、  
記載内容のとおり 2 件受理しました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 4 条転用届出に関する受理について、記載内容のとおり 2 件受理しました。

最後に 15 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理について、記載内容のとおり 5 件受理しました。以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

それでは、これで令和 3 年度 10 月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 松 田 洋 一

署名委員 佐 藤 千 穂 子